



ときのまど

時の窓

TOKI NO MADO

No.201

2017/12/25

超勤実態・総研生の研修に対する生の声を 当局に訴える ～第2回常任委員会・最高裁交渉～



とりくみの具体化を検討

第2回常任委員会では、第27回定期総会で確立した運動方針に基づき、通年的なとりくみや各闘争期でのとりくみを討議して具体化をはかったほか、2018年全国青年友好祭典の開催時期等企画・内容の具体化をすすめました。

また、各級青年機関の活動や実態の報告を行ったほか、秋季年末闘争期における全司法青年協統一要求書及び異動要求書の確立などを行いました。

運動方針の具体化では、今年も青年の要求把握のため、「青年の暮らしむきアンケート」と「一人一言要求行動」を実施することを確認しました。

超過勤務の実態に関心

常任委員会後には、最高裁和波人事局総務課長との交渉を実施しました。賃金、諸手当、異動、超過勤務及びCE・CA試験等、青年層にとって重点となる課題について当局を追及するとともに、各地の常任委員・オブザーバーから青年の生活実態や職場の実情、意見交換会と事前アンケートで集約した書記官養成課程研修生の意見を直接訴え、その改善を求めました。

当局からは、ほぼすべての項目で従前の回答を

維持し、今後も私たちの要望・要求について誠実に対応する旨の回答がありました。中でも、超過勤務の問題に関わって、「超勤申請について、管理職から書記官には確認があったが青年事務官にはなく、申請がしづらい」「昼休みの当事者案内について、超過勤務申請できている庁とできていない庁がある」といった実態や、反対に、管理職の声掛けや働きかけにより、超勤申請が出しやすくなった職場があることを伝えたときには、課長は頷きながら訴えを聞いていました。(4面につづく)

**2018年全国青年友好祭典
開催日程決定!**

**2018年全国青年友好祭典にむけて
No. 3**

開催日程が決まりました!

2018年8月25日(土)～26日(日)

第28回定期総会(24日(金)午後～25日(土)午前)に引き続いての開催です。

財政活動の提起も予定しています。

みんなで友好祭典を作っていきましょう!

中国地連友好祭典

10月7日～8日に岡山県真庭市蒜山で中国地連友好祭典を開催しました！

約6年ぶりの開催でしたが、青年同士で泊りがけのレクは想像以上に楽しく、また、様々な人と話すことができ貴重な経験になりました。

改めて、青年の繋がりの大切さを実感できた友好祭典になりました。（中国地区担当常任 山戸）



ソフトバレー&大縄跳び！



初日は、体育館でソフトバレーと大縄飛びを行いました。

楽しくできましたが3時間動きっぱなしで、体がボロボロ（笑）



懇親会、2次会はお酒を飲み、わいわいしながら親睦を深めました。



懇親会！



2日目はブドウ狩りを行いました。岡山の名産ということもあり、とても美味しかったです。



ブドウ狩り！

第50回東北青年のつどい

10月21～22日、会津若松で、第50回東北青年のつどいが開催され、青年OB・OGのサポーターを含め、32人が参加しました。

今年度の企画は伝統工芸品の絵ろうそくの絵付け体験に始まり、戊辰戦争・白虎隊ゆかりの鶴ヶ城見学を経て、市内の宿に宿泊し、皆で夕食バイキングを楽しみました。ホテルではミニゲーム企画や、名物の馬刺しの差し入れ等もあり、大盛り上がりのうちに1日目が終了しました。



2日目は、宿を出た後、新宮熊野神社の長床見学をしてから、喜多方ラーメンのお店で昼食をとって解散となりました。福島の実行委員の皆さんのおかげで、今年も非常に満足度の高いつどいになりました。来年の山形での開催も楽しみです。（東北地区担当 雫石）

事務局の対応 一定改善か

第2回常任委員会と最高裁交渉に先立ち、総研入所中の書記官養成課程研修生（以下、総研生）との意見交換会及び事前アンケートを実施しました。事前アンケートは、全総研生に協力を依頼したところ、未加入者からも回答をいただきました。

また、意見交換会では、事前アンケートに現れた意見・要望の実態や、昨年からの変化について、総研生の組合員有志に意見を聞きました。昨年と比べて、研修生の呼び出し方法に配慮がされるようになったなど、一定の改善が見られたとのこと。その他、寮内の設備、研修カリキュラムや事前研修・実務修習のあり方についても、率直な意見が出されました。研修所内のIT環境については、「J・NETポータルを閲覧できるようにしてほしい」といった要望が出されました。

意見・要望、昨年からの変化は、青年協交渉で当局に対し訴えました。

昨年に引き続き、休暇の取得については、「今後も必要な休暇は適切に取得できるよう努めていきたい」。研修環境の整備については、「要望があれば申し出てもらって差し支えない」との回答を得ています。回答を活用し、総研生が充実した研修を受けられるよう、青年協としてこれからも追及していきます。



↑意見交換会参加者のみなさん

NEWS!!

総研入寮時も「入居中の宿舎の継続利用認める余地あり」

宿舎貸与に関する運用の見直しについては、全司法情報3135号（11/29付け）でお知らせしたとおりです。

今回の見直しにより、家裁調査官（補）及び営繕技官が職種として第2類型（頻度高く転居を伴う転勤等をしなければならない職員）に常に該当することになりました。また、職種を問わず、「転居を伴う転勤等後概ね4年以内の者」も第2類型に該当することとなりました。これにより、従前よりかなり多くの職員が宿舎の入居対象者となることになります。

そして、組合とのやりとりの中で、総研生に関わる回答がありましたので、紹介します。

事前アンケート&意見交換会 一部紹介

Q 昨年、事務局が「高圧的である」等の回答が目立ち、最高裁に改善を求めたが、現在の状況は？

A 「とてもやさしくしてもらっています！」
「未だ高圧的。改善されているとは到底思えない」

→ 「高圧的」等の回答は未だあるものの、昨年と比べて格段に減少。意見交換会では、「聞いていたほどひどくない」との意見が上がった。

Q 総研・寮の設備で要望は？

A 「シュレッダーの整備台数が少ない」
「壊れた洗濯機が1～2か月放置されることは現在でもよくある」

→ 他にも、掃除機の性能、電子レンジの整備についても回答があった。また、暖房器具の持ちこみが制限されていることから、「着込むなりの工夫をしても寒さ対策には限界がある」との意見もあった。

Q 研修カリキュラムに対しての要望は？

A 「（二部の）裁判事務修習で4月と8月が中途半端だった」
「実務修習の期間が長すぎる」

→ 二部1年4月～8月の裁判事務修習の充実を求める回答がいくつもありました。また、実務修習に伴う経済的な負担を訴えるものもあり、意見交換会でも「実務修習中、宿舎に入居できるとありがたい」という意見がありました。

組合 総研入寮時において、入居中の宿舎を継続利用することはできないか。

当局 （…）例外的に継続利用を認める余地もあることから、希望する場合は、所属庁に申し出ていただきたい。

組合 総研終了時に宿舎貸与を受けていない者について、書記官に任官するに当たり、居住地を異動する（研修所から任官地への異動も含む。）場合は、類型②に当たるのか。

当局 その者の個別の特別な事情（病気や家族の事情など）などから、今後、明らかに転居を伴う転勤等をしないことが判明している場合を除き、転居を伴う転勤等に準ずるものとして、類型②に該当することになる。

実務修習中の総研生の宿舎貸与の可否については追加回答待ちです。続報をお待ちください。